令和６年１０月１１日
沖縄防衛局調達部調達計画課

キャンプ・シュワブにおける生コンクリート製造プラントの運営に関する業者の募集について

沖縄県名護市に所在するキャンプ・シュワブにおいて、生コンクリート製造プラントを使用し、キャンプ・シュワブ内での米軍再編工事（陸上工事）の受注者に対し、生コンクリートの製造・販売等の業務を行う業者について、次のとおり募集します。

１　応募資格

（１）単体企業

ア　４・５・６年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうちＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。

イ　次に掲げる要件に該当する者ではないこと。

(ｱ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの者。

(ｲ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

(ｳ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(ｴ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(ｵ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(ｶ) 暴力団又は暴力団員及び前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。

(ｷ) 地方防衛局及び東海防衛支局(以下「地方防衛局等」という。)が発注した業務において、契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者。

(ｸ) 役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者。

(ｹ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者。

(ｺ) その者の親会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者。

(ｻ) その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本業務の公正な実施又は本業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者。

(ｼ) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当する者。

(ｽ) 令和６年１０月２９日から令和６年１１月１３日までの間におい

て、防衛省から指名停止又は取引停止等の措置を受けている期間中の者。

(ｾ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

(ｿ) 今回の募集に応募する共同企業体の構成員と資本関係、又は役員等を兼ねる等の人的関係にある者

（２）共同事業体

ア　単独で本業務が担えない場合は、適正に本業務を遂行できる共同事業体を結成し、応札することができる。その場合は、参加書類提出時までに代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。

なお、代表者及び構成員は、他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

イ　共同事業体で参加する場合には、代表者及び構成員は、(1)に規定する条件を満たすものとする。

ウ　共同事業体を結成するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の(ｱ)から(ｽ)までに掲げる事項を規定した共同事業体結成に関する協定書により、協定を締結するものとする。

(ｱ) 目的

共同事業体の構成員が、本業務を共同連帯して営む旨を規定すること。

(ｲ) 共同事業体の名称

(ｳ) 主たる事務所の所在地

(ｴ) 成立及び解散の時期

契約を締結した日から当該契約の終了後３月を経過する日までの間は、解散しないこと。

(ｵ) 構成員の住所及び名称

(ｶ) 代表者の名称

(ｷ) 代表者の権限

代表者は、本業務の実施に関し、共同事業体を代表すること及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有すること。

(ｸ) 運営委員会

構成員全員をもって運営委員会を設けること及び当該運営委員会が共同事業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上、決定し、本業務の実施に当たること。

(ｹ) 構成員の責任

構成員は、本業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

(ｺ) 区分経理

共同事業体は、本業務に係る収入及び支出について、明確に区分して経理すること。

(ｻ) 権利義務の譲渡の制限

本業務に係る権利義務は、他人に譲渡することができないものとすること。

(ｼ) 構成員の加入に関する事項

新たに構成員を加入させようとする場合は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。

(ｽ) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置

構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合においては、他の構成員が共同連帯して本業務を実施するものとすること。

２　設置方法

国有財産法第２０条に基づく普通財産の使用許可

３　設置業種

生コンクリートの製造、販売及び運搬（生コンクリート製造プラント）１社

４　募集要領の配布

（１）期間：令和６年１０月１１日（金）から１０月２１日（月）
行政機関の休日の除く。毎日、１０時から１８時まで（ただし、１２時から１３時を除く。）

（２）場所：沖縄防衛局調達部調達計画課（庁舎２階）
担当：黒木（クロキ）、宮里（ミヤザト）
電　話０９８－９２１－８１３１（内線３５０）

（３）公募に参加を希望する場合は、上記４(1)の期間に４(2)まで連絡をした上で、参加希望業者が直接募集要領を受領すること。

（４）入門の際に顔写真付の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）が必要となります。また、名刺を１枚頂戴いたしますので、必ずご持参下さい。

５　その他

細部の内容は、募集要領による。